

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係重要事項
半月報(1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43507

才
15
回
(
昭
41
4
16日
3
30日
)

米北第654号
昭和41年5月19日

在米大使殿

外務大臣

神繩關係重要事項半月報の送付

本件半月報が15回分(昭和41年4月16~
30日)に下記の通り、別添送付す。

記

1. 琉球政府、税制改正立法の報告
2. 立法院各派交渉会
3. 祖国復帰行進

GA-4

外務省

タイプ指示	発信用	執務用	計
主信		1	2
付	(6の7)		
戻			

発送日	昭和41年5月20日
発信	タイプ
	検査

文書課長 公 信 案 (分類)

公 信 番 号 米北第 654 号 公 信 日 付 昭和41年5月19日

六 官 政務次官 事務次官 外務審議官 官房長

主 管 北米局長 参事官 北米課長

主 任 〇〇

起案 昭和41年5月19日

起案者 後藤 電話番号 444

受 信 者 在米 武内大使

発 信 者 椎名大臣

写 送 付 先 (希望発送日) 月 日

件 名 神繩關係重要事項半月報送付(第15回)

GA-2 19 115 外務省 回覧番号

第15回 沖縄関係重要事項半月報
(昭和41年4月16~30日)

1. 琉球政府、税制改正立法の勧告

琉球政府は4月18日、所得税減税、石油税創設など税制改正に関する立法勧告案を立法院に送付した。

立法勧告については従来、琉球政府と

米民政府間では、^{事前調整の結果}事後調整の慣行が守られていたが、^{琉球政府からの}今回は米側の最終回答がないまま立法勧告が行われ、初のケースとして注目され

た。この税制改正案は、1967会計年度から総額720万ドルの所得税減税を行ない、これを補填財源として石油税を新設し、総額390万ドルの

税収を具込むほか、右の消費税などの上げに伴う調整の段階で米側は所得税減税と石油税創設に難色を示したといわれ、18日には、この最終回答を寄せなかった。これに対し、琉球政府は新会計年度の予算審議を遅らせることはできないと、お互に本土のみの税体系確立の目標から税制改正が必要だと判断し、立法勧告に踏みきったものと位置された。

これに対し米民政府財務局長は4月26日米琉合同政策審査促進委員会において、今回の行政府の措置は遺憾であるとの見解を表明した。

2. 立法院各派交渉会

立法院は 4月28日の沖縄返還デー (第14回半月報参照) のための施政権返還要請 決議をめぐり、4月18日から院内で各派交渉会 を開き意見の調整を行なった。野党側は

(1) 政府機関としての決議と見れば、全国民としての 決議と見れば、(2) ~~議院~~ 議院側と同時には、

全議員が^{直接}全国を行脚して復帰問題と直接 国民に訴える、と提案したのに対し民生党は、

(1) 決議書は国民の代表機関である国会や 政府にあるべきであり、国民全体に同じの 決議には疑問がある、(2) 全議員が大勢して 全国各地を行脚するのは實際上出来るとしても どれだけの効果があるか疑問である、との理由で

賛成を拒し、当日は意見がまとまらずに終わった。

交渉会はその後数回にわたって開かれ

26日の会合では宛先を各都道府県知事とする ことの一途の了解は達したが、全国行脚については なお本野党間に対立が残り、27日の立法院 本会議で遂に決議を具呈することになった。

3. 祖国復帰行進

第14回半月報で通報した沖縄祖国復帰 行進の一行は4月27日辺土岬(沖縄本島北端) に到着、同日夜、行進団、復帰協加盟の各団体 地元民ら約1,200人の参加の下に焚火大会 が行われ、復帰貫徹を要求する大会宣言を讀上 げに終了した。

翌28日は復帰協と本土側代表団が

本土と沖縄との境界の海域に米軍
 復帰要求海上大会を開催、復帰協からは
 喜屋武会長をはじめ労組、民主団体代表ら
 約300人、本土からは川崎社会党議員ら約
 1,000人が20数隻の船団で大会に参加した。
 同日、那覇市では復帰協の主催で初めて11回
 復帰要求総決起大会が、復帰協加盟団体、
 本土代表、一般市民ら約5万人を集めて開かれ
 平和条約第3条の散策、即時祖国復帰、沖縄
 への戦争反対、沖縄の国政参加等をスロークラ
 ウド大会宣言、復帰要求決議案等を行って
 閉会した。(別添1、2)

付属物添付

